

責任・記憶・政策

：国境と世代を超える戦争責任

元 OECD 副事務総長 重原久美春

しげはら・くみはる 1939年2月5日、群馬県前橋市生まれ。1962年、東京大学法学部卒業後日本銀行に入行、金融政策の国内・国際両面における企画・調査・実践部門で要職を歴任（最終ポストは日本銀行金融研究所長）。OECD（経済協力開発機構）に4回招聘され、その主軸である経済総局の全ての職階を経て、非英語圏出身者として初めて経済総局長に抜擢され、長年にわたってOECD チーフ・エコノミストとして活躍。更に、OECD 副事務総長として、経済・社会・厚生・開発などの諸問題に関するOECDの横断的作業を統括。現在はフランス・パリに拠点を置く国際経済政策研究協会の会長。長年にわたる金融経済政策に関する国際的な貢献に鑑み、ベルギー国王の名において名誉経済学博士の学位を授与された（1998年）。

本稿は、アジア・太平洋戦争における日本の敗北から80年を迎える2025年にあたり、戦争責任を「教育・記憶・補償」という三本柱から捉え直し、国境と世代を超えて継承すべき課題として論じる試みである。同時に、日本が未だ成し遂げていない「無宗教の国民的追悼施設」構想を提示し、記憶の制度化と和解外交の基盤を築く方策を提案する点に本稿の独自性がある。

筆者は日本銀行における内外金融政策への長年の直接的な関与、さらにOECD 経済総局長・チーフエコノミスト、副事務総長などの職務を通じた国際金融経済政策への貢献の過程で、国際秩序は経済政策だけではなく、歴史と道徳の基盤に依拠して初めて持続することを痛感した。父は沖縄戦で戦死し、筆者自身も原爆投下直前の爆撃を生き延びた。この体験は「被害」と「加害」の双方を直視する必要を筆者に刻みつけた。

教育は和解の出発点であり、歴史を隠蔽することは民主主義社会を再び独裁に傾ける危険を孕む。記憶は尊厳を守る営みであり、沖縄の「平和の礎」に象徴されるように、敵味方を超えて犠牲者を名で刻むことが不可欠である。補償は条約処理を超え、人間の尊厳を回復する営みであり、謝罪や名誉回復、記念碑の建立もまた「経世済民」の理念に基づく。

さらに現代の国際秩序も、国際刑事裁判所（ICC）の限界、戦勝国裁判に端を発するダブルスタンダード、安全保障理事会の不均衡といった構造的欠陥を抱え、ロシアのウクライナ侵略は帝国主義の再来を露呈している。

こうした議論を踏まえ本稿では、靖国神社や千鳥ヶ淵戦没者墓苑の限界を超え、宗派を超えてすべての戦争犠牲者を名で追悼する「無宗教の国民的追悼施設」構想を提案する（〔付録〕）。これは沖縄「平和の礎」やフランスの「記憶の輪」に学び、教育・研究・国際交流と結びついた公共空間とするものである。犠牲者の名を刻み、学びと対話を生み、国際的に開かれたこの施設は、過去への贖罪の象徴であると同時に未来志向の和解外交の拠点ともなり得る。

戦争責任を世代を超えて継続する義務と位置づけることにより、謝罪と否認の空回りを超え、真の和解と国際的信頼構築の道が開かれる。本稿はその実践的提案を示すものである。

序

筆者の職業人生は、日本銀行における金融政策の内外両面での企画と実践、そしてフランス・パリに所在する OECD（経済協力開発機構）における国際経済政策および社会政策に関する職務に捧げられてきました。筆者は、英語を母語としない国の出身者として初めて OECD 経済総局長・チーフエコノミスト、さらには副事務総長を務め、そうした国際公務員の立場から国際経済社会の安定と発展に努めました。こうした仕事のなかで筆者は、国際秩序を形作るのは経済社会政策だけではなく、歴史と道徳でもあることを痛感してきました。

筆者の家族史もこの主題と切り離すことはできません。教師であった父は、召集され、十分な軍事訓練を受けずに出征し、沖縄戦で戦死しました。筆者自身も、広島への原爆投下の前日、米軍機による故郷への無差別爆撃を生き延びました。こうして、戦争の人的犠牲が戦場をはるかに超えて広がることを、筆者は幼い頃に身をもって知りました。

ただし、筆者は「日本の被害」を語ることを加害責任の否認と結びつけるべきではないと考えます。被害と加害の双方を直視し、歴史を複眼的に捉えることこそが、和解への道を拓くからです。

筆者はこれまで、英語では *The Japan Times* における二本の寄稿を通じて、また日本語ではいくつかの論考を通じて、戦争責任について発信してきました。そこでは「戦争責任は一度の謝罪で免れるものではなく、教育・記憶・補償を通じて世代を超えて継承されるべき義務である」と繰り返し論じてきました。これ

らの原則は、日本に限らず、ドイツ、アメリカ、ロシア、ヨーロッパの旧宗主国、中東、さらには世界各地にあてはまるものです。

以下では、戦争責任の「三本柱」——教育・記憶・補償——を中心に、加えて現代国際秩序の制度的欠陥を論じ、最後に筆者自身の提案を示したいと思います。

I 教育—和解の出発点

教育は国家間の和解の出発点です。人々は自分がどのような政治体制のもとで暮らしているかを忘れがちで、その油断が過ちの温床となります。

日本では、明治憲法の下で天皇と軍部に戦争に関わる権限が集中していました。議会や国民の声は形式上存在しても、軍部の独走を抑えることは困難でした。一方、ドイツでは状況が異なります。ワイマール憲法は当時の西欧で最も民主的な憲法とされ、基本的人権や議会制を整えていました。それでもヒトラーは選挙での支持拡大と全権委任法という合法的手続きを利用して独裁体制を築きました。つまり、制度としての民主主義が存在していても、市民が責任を放棄すれば独裁は生まれるのです。民主主義のもとでも、一般国民が警戒心を失えば独裁が生じ得るのです。

だからこそ教育において歴史を率直に伝え、市民が「自分たちも加担し得る」と理解することが欠かせません。忘却や否認は過ちを再び呼び込みます。教育は未来を守る免疫を社会に与える営みなのです。

戦後のドイツは「過去と向き合う」姿勢を早くから明確にし、被害者への補償を進めつつ、学校教育でナチズムの犯罪を正面から教え

ました。さらにゲーテ・インスティテュート (Goethe-Institut) や DAAD (ドイツ学術交流会) を通じて言語や学術を広め、音楽・演劇の巡回など文化外交に力を注ぎました。教育と文化の積み重ねは、戦後ドイツの再生と国際的信頼の回復に大きく寄与しました。

これに比べ、日本の取り組みはやや遅れました。日本は戦後、アジア諸国に対して大規模な経済援助 (ODA) や技術協力をを行い、インフラ整備や人材育成に貢献しました。しかしそれが「歴史責任に立脚した償い」として十分に語られることは少なく、教育や記憶との結び付きも弱かったのです。そのため、援助は単なる経済協力とみなされやすく、「日本は歴史責任を直視していない」という印象を招いた一因となりました。

教育は過去・現在・未来をつなぐ回路です。戦争責任をどう教えるかは、歴史認識にとどまらず、国際的信頼の基盤を築く営みそのものののです。

(※本稿の末尾には、筆者の「無宗教の国民的追悼施設構想」を添えています。そこでも教育との接続が重視されています。)

II 記憶—尊厳を守る営み

第二の柱は記憶です。謝罪は一度で済むものではなく、犠牲者の尊厳を記憶の中にとどめ続ける努力が伴わなければ意味を失います。

ドイツはホロコースト記念碑や強制収容所跡地の保存を通じ、加害の記憶を社会全体で引き受けています。日本においても、南京事件や朝鮮半島・台湾における支配の記憶を、隣国の視点を含めて率直に語り継ぐことが必要です。

日本が世界に示し得る積極的な例として、沖

縄の「平和の礎 (Cornerstone of Peace)」が挙げられます。そこには、太平洋戦争、とりわけ沖縄戦で犠牲となった 24 万余名 (2025 年時点で 24 万 2 千人超) の氏名が、国籍や軍民の別を問わず刻まれています。刻銘には米兵や英国兵のほか、朝鮮半島出身者、台湾出身者、日本本土の兵士、沖縄の住民などが含まれ、個人の名前は原則として母語表記で記されています。また、戦闘員と非戦闘員を区別せず、民間人を含め、敵味方を超えて戦没者の氏名を刻むという理念を持つ点で、世界的にも極めて稀有な試みとされています (もっとも、資料不足などにより未刻銘の犠牲者も存在し、追加・修正が続けられていることを付記しておきます)。

比較のためにフランスの事例を挙げましょう。第一次世界大戦で犠牲となった 57 万 6 千人余の兵士の名を国籍を問わずアルファベット順に並べた「L'Anneau de la Mémoire (記憶の輪)」, また 2021 年に開設された英国ノルマンディー記念碑 (British Normandy Memorial) は、外国籍兵士も含めて名を刻んでいます。しかし、これらはいずれも「連合軍側」としての枠組みであり、敵味方を越えた包括性では沖縄に及びません。

記憶は国境を越え、世代をつなぐ営みです。それは加害と被害の双方を含み、未来への責任を担保するものです。

III 補償—正義の回復

第三の柱は補償です。政府はしばしば「条約で解決済み」と主張しますが、補償は単なる法的処理ではなく、人間の尊厳を回復する営みです。

ドイツの賠償は大きな先例をつくりました

が、アフリカ植民地やギリシャなど未解決の問題も残ります。フランスや英国も同様です。

日本では「慰安婦」問題や「戦時労働」問題が長く尾を引いてきました。

1. 慰安婦問題

この問題は国際的に「性奴隷制度」と表現されることもあります。用語や解釈をめぐる学術的議論が続いています。韓国人被害者が広く注目されてきましたが、証言や研究からは、日本人、台湾人、中国人、フィリピン人など多様な出身の女性に関わったことも知られていません。学術的議論に耳を傾けつつ、すべての犠牲者の苦しみを記憶に刻むことが、公正な歴史理解に不可欠です。

2. 戦時労働問題

多くの朝鮮半島出身者が日本国内の鉱山や工場、建設現場に動員されました。その労働条件や待遇の平等性をめぐっては現在も歴史的・法的議論が続いています。日本政府はサンフランシスコ講和条約や1965年日韓請求権協定をもって「完全かつ最終的に解決済み」としてきましたが、個人の権利救済の観点からは裁判が繰り返され、道義的に未解決と受け止められています。

ここでも重要なのは、過去の事実を冷静に調査・検証し、その結果を国境と世代を越えて記憶にとどめることです。

補償は金銭的救済だけではありません。謝罪、名誉回復、教育、記念碑の建立など、象徴的な行為も含まれます。それが社会全体の「責任の自覚」を形にするのです。私はこれを「経世済民」の理念に即した営みと考えます。

IV 国際秩序の課題

—ダブルスタンダードと制度の欠陥

現代の国際法秩序にも重大な欠陥があります。

第一に、国際刑事裁判所（ICC）の限界です。アメリカ、ロシア、中国といった大国は参加しておらず、さらに中東の紛争当事国であるイスラエルも加盟していません。国際刑事司法の適用は選択的であり、普遍性に欠けています。

第二に、戦後直後から存在したダブルスタンダードの問題です。ニュルンベルク裁判や東京裁判は戦勝国による裁きであり、戦勝国自身の行為は免責されました。民間人への無差別爆撃や原爆投下は国際法上の議論を呼ぶべきものでしたが、裁かれることはありませんでした。この構造的矛盾は今日に至るまで国際秩序の不信の根を成しています。

第三に、国連安全保障理事会の不均衡です。日本やドイツは国連予算への拠出で上位にありながら、常任理事国には含まれていません。敗戦国という出自ゆえの不平等は、国際社会の現実としてなお残されています。

そして現代最も深刻なのがロシアによるウクライナ侵略です。これは単なる領土争いではなく、歴史の否認と帝国主義の復活を伴います。ブチャでの住民殺害や子どもの国外移送の問題は、人間の尊厳を踏みにじる典型例です。日本にとっても無縁ではありません。日露戦争はロシア帝国主義の膨張に対抗した戦争でした。帝国の論理は形を変えて再来し得ることを忘れてはならないのです。

外交において戦争責任を「世代を超える継続

義務」ととらえれば、謝罪と否認の空回りを越え、説明責任と和解の道が開けます。

V 結論—継続する責任

振り返れば、筆者が金融経済の世界で取り組んできた課題と、戦争責任をめぐる議論には共通性があります。それは「安定」の条件をいかに整えるかということです。金融経済には市場の安定が必要であり、国際社会には歴史正義の安定が不可欠です。

教育は真実を伝え、記憶は尊厳を守り、補償は正義を回復します。これら三本柱の実践なくして、和解と信頼の構築はあり得ません。

筆者は、この問題を経世済民の理念に即して論じてきたつもりです。戦争責任は一度の謝罪で終わるものではありません。それは世代を超えて引き継がれるべき義務であり、国際秩序の

未来を形づくる基盤です。

【参考文献】

筆者による関連著作（発表年順）

「『ドイツの悲劇』と一般国民の戦争責任」『内外時報』2006年5月号（※紙媒体。国立国会図書館デジタルコレクション等で閲覧可能）

「戦争責任の多角的な論考」『内外時報』2007年9月号（※紙媒体。国立国会図書館デジタルコレクション等で閲覧可能）

「未来のための記憶の伝達」『内外時報』2008年9月号（※紙媒体。国立国会図書館デジタルコレクション等で閲覧可能）

「日本の戦争責任：69年目の終戦記念日を前にして」『上毛新聞』2014年8月4日（※新聞社アーカイブや国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可能）

[Japan's war crimes, colonialism, and apologies](#) 『ジャパンタイムズ』2019年8月28日。

『日本銀行と OECD：実録と考察～内外経済の安定と発展を求めて』中央公論事業出版，2019年。（※書籍。主要図書館や国立国会図書館で所蔵）

「[ロシアのウクライナ侵略に対する憤激と対応](#)」『世界経済評論インパクト』2022年3月21日。

「[ロシア/ウクライナ戦争を巡って](#)」『世界経済評論インパクト』2022年3月21日。

[The Bank of Japan, the OECD, and Beyond: Reflections from a Lifetime's Work](#) Palgrave Macmillan, 2024.

[War responsibility across borders and generations](#) 『ジャパンタイムズ』2025年9月14日。

「[国境と世代を越える戦争責任](#)」『世界経済評論インパクト』2025年9月15日。

（2025年9月25日記）

〔付録〕無宗教の国民的追悼施設構想（筆者の提案）

提案の趣旨（千鳥ヶ淵の現状評価を含む）

戦後 80 年を迎える日本にとって、戦争犠牲者の追悼をいかに社会的に制度化し、次世代へと伝えるかは大きな課題です。靖国神社は歴史的役割を担ってきましたが、国家神道の象徴としての性格が強く、国際的和解や国民的合意の基盤になりにくい。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、無名戦没者の遺骨を納める静謐な慰霊の場として大きな意義を持ちますが、国民的・国際的な「記憶の制度化」という観点からは以下の限界があります。

範囲の限定性：主として身元不明の日本人戦没者の納骨が中心で、犠牲者を「名」で記憶する現代的潮流に届きにくい。

国際的包摂の不足：外国籍の犠牲者や民間人を同一空間に等しく記す設計ではなく、沖縄の「平和の礎」と比べ和解のメッセージが弱い。

教育・研究機能の不足：常設展示やアーカイブ機能が十分でなく、全国規模での学びと対話を牽引できない。

象徴性の弱さ：墓苑としての静謐さゆえに、国家的象徴空間・国際共同式典の場としての発信力が乏しい。

デジタルアクセスの不足：名簿・資料の統合公開や検索・照合機能が整わず、遺族・研究者・教育現場の横断利用が難しい。

以上を踏まえ、筆者は新たに、「名を刻み、学びと対話を生み、国際的に開かれた無宗教の国民的追悼施設」を整備する必要があると考えます。宗派を超え、すべての戦争犠牲者を追悼する公共空間とし、沖縄の「平和の礎」やフランスの L'Anneau de la Mémoire（記憶の輪）に倣い、国籍や軍民を問わず個々人の名を刻むことを理念とします。

国際的先例（要点）

ベルリンのホロコースト記念碑：宗教色を排した抽象的設計により、加害と犠牲の記憶を公共空間に埋め込む。

ベトナム戦争戦没者記念碑（ワシントン D.C.）：黒い花崗岩に 5 万 8 千人超の名を等しく刻み、過去と現在の自己を重ねる体験を生む。

L'Anneau de la Mémoire（フランス）：国籍・敵味方を超えて 57 万 6 千人超を同一碑面にアルファベット順で刻む「和解のデザイン」。

日本における国民的追悼施設の骨子

記録の継承：犠牲者の氏名・出身地・背景をオープン・アーカイブ化（多言語・デジタル公開）。

教育との連動：学校カリキュラム・国際交流・市民対話と接続する常設プログラム。

国際的包摂：アジアを含む外国籍犠牲者・民間人も同一空間で等しく追悼。

対話と研究：常設展示・記録センター・研究機能を併設し、事実に基づく議論を促進。

この施設は、過去に対する贖罪の象徴であると同時に、未来の平和を誓う国民的合意の場、そして世界に向けた和解外交の拠点となるでしょう。

〔資料〕戦没者慰霊に関連する国会論議（抄録）

本付録は、国立国会図書館「国会会議録検索システム」に収録された審議録に基づき、「追悼施設」「国立追悼施設設立」に関する国会での議論を抽出・整理したものである。ここでは戦没者慰霊に関わる事例のみを年次順に配列する。

資料1 衆議院 厚生労働委員会 第27号（2006年6月2日）

- ・質問者：阿部知子（社会民主党）
- ・発言要旨：「国立の追悼施設をつくろうというお話もあるが、その場合に遺骨を最終的にどう扱うのかが課題になる」
- ・会議録 URL：<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/116404260X02720060602/86>

資料2 参議院 総務委員会 第11号（2006年12月14日）

- ・質問者：谷博之（民主党）
- ・発言要旨：「中央慰霊碑の建設も含めた、諸国の元首が参拝することができるような国立墓地ないしはそれに準ずる追悼の場として整備することが必要ではないか、このようなことを考えている次第です」
- ・会議録 URL：<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/116514601X01120061214/73>

資料3 衆議院 質問主意書（2006年9月29日）

- ・提出者：辻元清美（社会民主党）
- ・発言要旨：「安倍首相の靖国神社および国立追悼施設についての見解に関する質問主意書」
- ・主意書 URL：
https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a165028.htm

資料4 参議院 質問主意書（第175回，2010年）

- ・提出者：山谷えり子（自民党）
- ・発言要旨：「国立追悼施設建設に対する菅総理大臣の認識を問う」
- ・主意書 URL：<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/175/syuh/s175014>

資料5 参議院 質問主意書（第185回，2013年）

- ・提出者：藤末健三（民主党）

- ・発言要旨：「新たな国立の記念碑等施設の整備について、政府の方針と必要性に関する見解を問う」
- ・主意書 URL：<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/185/syuh/s185035>

資料 6 参議院 厚生労働委員会 第 19 号 (2024 年 6 月 11 日)

- ・質問者：倉林明子 (共産党)
- ・発言要旨：「戦後八十年という節目に当たりまして、遺骨収集や追悼の在り方について、政府としてどのように対応されるのか伺いたい。」
- ・会議録 URL：<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/121314260X01920240611/112>

総括的コメント (政策史的推移の特徴)

戦後 60 年以降 (2005 年前後) に入ると、靖国神社参拝問題の国際的摩擦を背景に、国立・無宗教の追悼施設構想が国会でたびたび取り上げられるようになった。2006 年前後には、自民党・民主党双方の議員から「国立墓地」「国立追悼施設」への関心が表明され、遺骨収集や納骨のあり方が制度的課題として顕在化した。

2010 年代前半 (2010 ~ 2013 年) には、民主党政権期を中心に「国立追悼施設の新設」の是非が主意書を通じて具体的に問われ、靖国・千鳥ヶ淵墓苑の限界を補う新しい国家的空間の必要性が言及された。しかし、安倍政権下では明確な推進には至らず、議論は立ち消え気味となった。

2015 年以降は、施設新設論そのものよりも遺骨収集事業や既存慰霊碑の管理に政策関心がシフトし、追悼の「制度化」より「実務的継承」が重視されている。2023 年以降、戦後 80 年を視野に入れた国会審議では、戦没者追悼の継続性・将来世代への継承が焦点となり、「国家的追悼施設構想」の直接的提起は減少している。

要するに、戦後 60 年から 80 年の間で、議論は

1. (2000 年代) 新たな国立追悼施設の是非 →
2. (2010 年代) 追悼施設をめぐる制度的設計論 →
3. (2020 年代) 遺骨収集の継続という実務的課題

へと重点が推移してきたと整理できる。

[参考] 先行研究・政策史との比較対照表

本稿の位置づけを明確にするため、以下に「三本柱（教育・記憶・補償）」および「日本における追悼施設構想」に関する先行研究・政策史と、本稿の議論の関係を対照的に整理する。

I 三本柱（教育・記憶・補償）

項目	先行研究・国際議論	本稿の位置づけ	独自性の所在
教育	ドイツの Vergangenheitsbewältigung（過去克服教育）、移行期正義論での教育の位置づけ、日本における戦争責任教育の議論	日本の ODA が「歴史責任に基づく教育」と結び付けられなかった点を指摘、市民の無関心が独裁を招く危険を強調	国際経済政策経験を踏まえ、教育の欠如が国際信頼を損なうと論じる視点
記憶	加害・被害双方を記憶にとどめる必要性、沖縄「平和の礎」への注目は既存研究に広い	沖縄の「平和の礎」と欧州の記念碑を比較し、包摂性を強調	被害・加害双方の個人的体験を重ねつつ国際比較で普遍化
補償	慰安婦・戦時労働を含む日本の補償論争、移行期正義の中核的柱	「条約処理を超えた尊厳回復」として補償を再定義	「経世済民」の理念に基づく再解釈

総括：三本柱の個別論点は既存議論に依拠するが、「教育・記憶・補償」を統合して戦争責任を世代を超える継続義務と位置づける体系化に新規性がある。

II 日本における追悼施設構想

項目	先行政策・議論	本稿の位置づけ	独自性の所在
靖国神社	戦後一貫して国家神道・戦犯合祀をめぐる論争の対象	靖国の限界を再確認	新規性なし（既存批判の整理）
千鳥ヶ淵戦没者墓苑	1959 年設立。無名戦没者追悼に特化、教育・国際性に乏しいと批判	意義を認めつつ「制度化の弱さ」「教育・国際交流機能不足」を指摘	批判の再整理にとどまる
無宗教追悼施設構想	2002 年有識者報告以降、超党派議論が継続（未実現）	沖縄・欧州事例と結び付け、制度化の必要を再提示	犠牲者名刻銘、教育・研究・国際交流・デジタル公開を統合した総合設計
国際的比較事例	欧米の戦没者慰霊碑、ベトナム戦争記念碑等は既に研究対象	「平和の礎」「記憶の輪」等と比較し国際的包摂を強調	既存事例比較を具体的政策設計の青写真に落とし込む点

総括：施設構想は既存の議論を踏まえるが、教育・研究・国際交流・デジタル公開を一体化した総合設計を提示した点に本稿の独自性がある。

Ⅲ 結論

以上を踏まえると、本稿は次の点に独自性を有する。

1. 三本柱を統合し、戦争責任を「世代を超える継続義務」と体系化した点。
2. 「経世済民」の理念に基づき補償を倫理的・経済思想的に再定義した点。
3. 追悼施設に教育・研究・国際交流・デジタル公開を組み込んだ総合設計を提示した点。